

(件名)

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

静岡県くらし・環境部県民生活課

(要旨)

特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項の規定に基づく認証取消しの要件（事業報告書等 3 年以上未提出）に該当する 5 法人について、設立の認証の取消を行った。

(平成 27 年度中に取り消しを行った法人)

	法 人 名	事務所の所在地	認証取消日
1	特定非営利活動法人 エスコラ スル アメリカーナ※	沼津市大手町 3 丁目 5 番 5 号	平成 28 年 2 月 15 日
2	特定非営利活動法人 コラボレーション	田方郡函南町仁田 487 番地	平成 28 年 3 月 23 日
3	特定非営利活動法人 日華国際グループ	御殿場市東山 585 番地の 1	
4	特定非営利活動法人 藤枝MYFCスポーツクラブ	藤枝市若王子 705 番地の 2	
5	特定非営利活動法人 ハピネスリゾート	賀茂郡南伊豆町石廊崎 165 番地の 31	

※権限移譲市である沼津市による処分

(根拠)

- ・特定非営利活動促進法第 43 条第 1 項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3 年以上にわたって第 29 条※の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

※特定非営利活動促進法第 29 条

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度 1 回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

(参考)

■過去の設立認証取消しの状況（静岡県所轄分）

年度	件数	取消し理由
平成 18 年度	1 件	事業報告書等未提出
平成 19 年度	1 件	〃
平成 20 年度	1 件	〃
平成 21 年度	2 件	〃
平成 22 年度	1 件	〃
平成 23 年度	4 件	〃
平成 24 年度	11 件	事業報告書等未提出 10 件、認証後未登記 1 件
平成 25 年度	4 件	事業報告書等未提出
平成 26 年度	3 件	〃